

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

58号

発行 2017年3月10日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

第10回代議員総会開催

3月19日(日) 13時30分
於・町田市文化交流センター

我々の願いである「平和で静かな空を求め」と9年間闘い続けた第四次厚木爆音訴訟は12月8日最高裁判決で敗訴となった。
最高裁は横浜地裁・東京高裁で軍事基地として初の自衛隊機の夜間飛行差止めを認めた原判決を破棄、請求を棄却した。
また、米軍機に対する差止め請求は(民事・行訴いずれも)上告棄却、上告受理もせず具体的理由は一切ありませんでした。



この判決に屈せず更なる闘いに向かって、厚木基地爆音防止期成同盟と共に「第五次厚木爆音訴訟原告団」設立の準備を進めよう。
本年の代議員総会は、事実的な最後の総会となります。
本号は3月19日に開催される第10回代議員総会の議案を掲載しました。
是非ご一読され内容をご理解下さい。

第10回代議員総会議案書 (案)

第1号議案

2016年の活動の総括と2017年の活動方針 (案)

はじめに

最高裁判決と私たち

2016年12月8日に第四次厚木爆音訴訟の最高裁判決が下されました。2007年12月17日に横浜地裁に提訴し、以来9年の月日が流れました。この判決でも米軍機の飛行差止めは棄却され、いまだに私たちは飛行爆音の最中で生活を余儀なくされています。我慢の限度を超えるこの爆音に対し、金を払えば良いとする国の態度は許せません。平和で静かな空を実現させるため、次の闘いへの準備を進めましょう。

基地問題をめぐる情勢と反基地運動の重要性

- 1、厚木基地をめぐる情勢は目に見えて強化されてきています。原子力空母ロナルド・レーガンが2015年10月に横須賀に配備され、基地の永続化が図られています。この空母には艦載輸送機 C-2A の後継としてオスプレイの配備が予定されています。そのオスプレイの整備基地が木更津と決まり、騒音測定が行われ、オスプレイが1月30日に整備のために飛来するなど、既成事実化が進んでいます。自衛隊もオスプレイの配備候補地に、佐賀空港が認められなかった場合の代替地として木更津を上げています。厚木基地はキャンプ富士への中継基地としてオスプレイの飛来が通常化されている実態にあります。
- 2、米軍再編による空母艦載機の岩国基地への移駐も今年、2017年11月から発表されていますが、日ごろ言われているように、艦載機が岩国へ行っても訓練空域の関係で岩国では訓練が難しく、結局厚木の訓練空域を使うであろうことが懸念されています。その場合、厚木の爆音被害は変わらないとみられています。
- 3、軍事基地をめぐる問題は厚木基地だけではなく日本全国に広がっています。横田基地へのオスプレイの配備が決まり、沖縄県民の世論を無視して強行されている辺野古への新基地建設と、高江へのオスプレイ用ヘリパッドの建設は、地元の反対運動がますます高まっていますが、国は全く顧みようとせず、工事を強行しています。
- 4、安倍政権の下で安全保障関連法(戦争法)が成立しました。集団的自衛権の行使を可能とするこの法は、軍事基地強化と一体であり、基地周辺住民にとっても見過ごすことはできません。既に南スーダンに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」などの任務を追加するなど、戦争参加の道をおすすめています。戦争となれば厚木基地は重要な後方支援基地となり、基地返還はますます遠ざかることとなります。

5、このような情勢の下、「平和で静かな空を返せ」と訴え、闘ってきた私たちの裁判闘争は、自らの生活と権利を守る闘いであるとともに、「日本の平和と民主主義」を守るという闘いでもあります。神奈川県内や日本全国の平和運動団体と共に第四次訴訟団もこの運動の一翼を担ってまいりました。第四次訴訟も終結し、新たな訴訟団に受け継がれることでありましようが、私たちはこの意識をしっかりと持ち、これからも積極的に反基地・平和運動に取り組んでいかななくてはならないと思います。

[1] 一年間の主な活動(2016年1月～2016年12月)

1. 裁判はどのように進化したか

2015年7月30日の東京高裁の判決を不服として8月11日に最高裁に上告手続を行い、上告受理を待ちました。2016年9月15日になって最高裁より口頭弁論を開くとの通知がありました。その内容は、米軍機に対する差止め請求(民事・行訴いずれも)上告棄却、上告受理もされず、具体的理由も一切ありませんでした。

その間に東京高裁で決定した賠償金支払いの手続きを行い、ほぼ全員に賠償金は支払われました。

2. 最高裁判決迎える

第四次訴訟の最高裁判決が12月8日(木)15時に小法廷で下されました。結果は我々の望みを打ち砕く不当なものでした。自衛隊の夜間飛行の差止めは公共性を理由に棄却、将来請求は過去の最高裁判例を踏襲してこれも却下というものでした。共に東京高裁では認められていたもので、横浜地裁、東京高裁とも裁判官が現地進行協議で厚木基地の爆音を体験したうえで判断を下した差止め、将来請求を、最高裁は国の主張の文字面だけで覆してしまいました。

原告・弁護団・支援者など100人以上が午後1時過ぎには最高裁判所に集まり、開廷に備えました。小法廷での裁判は午後3時から始まり、5人の裁判官が並ぶ中、裁判長が主文を朗読し、少し説明を加えました。5人全員一致の判決で、高裁差し戻しもなく、第四次訴訟はこの時点で終結しました。

報告集会は最高裁近くの「TKP永田町ビル」の4階会議室で行われ、満席の中、四次訴訟団や弁護士、全国訴訟団から報告と怒りの声が上がりました。残念な結果ではあるが、我々は負けたわけではない、高裁では自衛隊の飛行差止めを勝ち取っており、次の闘いへとつなげようとの決意が述べられました。健康被害は実証できるのかというマスコミの問いに、北海道大学の松井利仁教授は、「世界の空港騒音の科学的検証で、身体的障害は発生していることが実証されているし、死者も出ている。生活の質の低下ではなく、被害である。世界では常識となっている健康被害が日本では報道されていないのはマスコミの責任でもある」と強い言葉で述べられました。

この後訴訟団・弁護団の声明と厚木爆音・訴訟団からの第5次訴訟への決意文が配布され、報告集会を終えました。

3. 最高裁判決の内容と評価

最高裁の判決は基地周辺住民の長年の願いである「平和で静かな空」を求める私たちの願いを踏みにじり、横浜地裁・東京高裁で認められた自衛隊の夜間飛行の差し止めや、損害賠償の将来請求をも覆す不当なものでした。

この判決に対し訴訟団および弁護団は次のように評価しました。
最高裁は、被害の深刻さは軽視できず、「重大な損害を生ずるおそれ」を認め、差し止めの訴えという行政訴訟の方法によることを認めたものの、防衛大臣は広範な裁量権を有するとして、自衛隊機の運航に高度の公共性・公益性を認め、夜間・早朝の運航であっても社会通念上著しく妥当性を欠くとは認められないと判断したことは、到底容認できない。さらに、本判決が、将来の損害賠償請求を全て却下したことは、従来の最高裁判決の誤りを是正する機会を放棄したものであって強い失望を禁じ得ない。
本判決は、従来の最高裁判決に違反するという極めて形式的な理屈のみで覆したものであり、その判断には国民の被害実態を直視しようとする真摯な姿勢は皆無であると評価し、私たちは、米軍機、自衛隊機の違法な騒音を差し止め、「静かで平和な空」を取り戻し、司法が真の人権救済機関としての役割を発揮する時まで、全国の基地騒音被害に苦しむ住民と連携して、法廷内外での取り組みに全力を尽くす決意をここに表明する。(当日の声明文より)

4. 判決報告集会

判決を各支部原告に周知し、次の闘いへつなぐための報告集会を2月12日に大和市生涯学習センターで開きました。

集会は「岩国基地の現状と闘い」と題して岩国市議会議員の田村順玄氏から岩国基地の闘いについて報告を受けました。また、第四次厚木爆音訴訟弁護団事務局長の石黒康仁弁護士より第四次厚木爆音訴訟と最高裁判決について、横浜地裁・東京高裁では自衛隊機であるが軍用機の差し止めが得られたことなどについて話されました。そして、「平和で静かな空を返せ」と更なる闘い、第五次訴訟に取り組む事を確認しました。

今後、各支部での報告集会を要請していきます。

5. 防衛省・外務省への抗議、要請と周辺自治体・団体への報告

判決を受けて、12月15日 防衛省、外務省へ訴訟団代表・弁護団代表が抗議と要請に行きました。当日は厚木基地の騒音被害激化について、またオスプレイの事故についての申し入れも行いました。また神奈川県、大和市、綾瀬市、相模原市、座間市、藤沢市、海老名市、町田市の各自治体へ経過報告とお礼の挨拶を行いました。合わせて、各自治体の労働組合、県下の平和運動センターや自治労本部、神教組、県私鉄労組、高教組、国労、横浜水道労組等にも報告と今後の支援を要請しました。

弁護団会議にも参加、今後の取り組みなども協議しました。

6. 損害賠償金の取り扱い

東京高裁により確定した損害賠償金(弁済費用を除き92億8106万537円)の精算業務は、特別な事情のある原告を除き、執行状況は99.87%となっており、賠償金の支払いはほぼ終了しました。

7. 情報宣伝活動

①原告団ニュースの発行

原告の皆さんに、裁判勝利に向けて原告団の諸活動を、随時お伝えするため、定期的に原告団ニュースを発行してまいりました。

2016年3月22日 第52号 第9回代議員総会議案 新春の集い 他
2016年5月20日 第53号 第9回代議員総会報告 オスプレイ監視行動 他
2016年8月9日 第54号 最高裁勝利に向けて オスプレイ監視活動 他
2016年9月28日 第55号 最高裁学習会 最高裁判前ビラ配布行動 他
2016年12月20日 第56号 最高裁不当判決 普天間判決報告 他
2017年1月20日 第57号 年頭のあいさつ 最高裁判決について

②最高裁前早朝ビラまき行動

最高裁判決を前に少しでも厚木基地の実態を知ってもらおうとビラを作成し、出勤時の最高裁関係者に被害の実態が届くようビラまき行動を企画し、4回行動しました。原告団と弁護団が最高裁前に毎回10人以上が集合しビラを配布しました。

2016.06.15 第1回最高裁前ビラ配布行動
「いまだに続く厚木基地の騒音と原告の声」
2016.09.14 第2回最高裁前ビラ配布行動
「厚木基地の事故」
2016.10.24 第3回最高裁前ビラ配布行動
「自治体の取り組みと裁判の経過」
2016.11.25 第4回最高裁前ビラ配布行動
「減少が見えない厚木基地の騒音」

③駅頭ビラ配布行動

最高裁で配布したビラを厚木基地周辺の駅頭でも配布し、市民に裁判闘争をアピールしました。

2016.08.23 南林間駅前ビラ配布 相模原・町田支部
2016.08.29 大和駅前でビラ配布 大和支部
2016.08.31 長後駅前でビラ配布 綾瀬・藤沢支部
2016.09.02 さがみ野駅前ビラ配布 座間・海老名支部



④ビラ配布行動とは別に各支部原告を対象に弁護士を招いて学習会を開催しました。

2016.09.04 大和市生涯学習センター 303特別室
2016.09.11 相模大野ユニコムプラザ セミナールーム1
2016.09.24 渋谷学習センター 305号室

[2] 平和で静かな空を求める反基地平和運動

1. 爆音抗議活動

2016.04.20 南関東防衛局へ申し入れ行動

4月20日の13時30分より南関東防衛局へ最近の爆音状況について申し入れ行動を厚木爆音、第四次訴訟団、平和運動センター、県央共闘会議の四団体で行いました。

防衛局側は報道官のほか、5名ほどが要望事項に対する回答のため対応しました。防衛局側の回答は、「飛行機騒音で周辺住民に被害を与えていることは承知している。運用上の都合であっても、米軍には配慮を求めている」との回答でした。

最近の部品落下事故に対しては、「すべて海上自衛隊機であり、米軍機ではない。米軍機の部品落下に対しては通知がないので分からない」と答えるにとどまりました。

2016.06.02 空母出港延期で爆音被害拡大 厚木基地へ抗議行動

機械的トラブルにより出港延期されていた米空母ロナルド・レーガンが6月4日ようやく出港しましたが、その間、艦載機の訓練飛行は継続して行われ、深夜の飛行も行われました。6月2日14時より厚木基地正門前で、空母出港延期に伴う艦載機訓練期間の延長とオスプレイ抗議、また、沖縄での米軍軍属による女性殺害遺体遺棄事件の抗議も併せて行いました。

これらの出来事に対し抗議するとともに、以下の申し入れを基地当直将校に申し入れました。

1、厚木基地での空母艦載機の訓練を中止すること 2、これまでの米軍機のトラブルを公表すること 3、オスプレイの飛行をしないこと、横田基地への配備をしないこと 4、沖縄での死体遺棄事件を受け、厚木基地でも事件防止についての取り組みを行うこと 5、5月22日のフェンス前抗議時の、銃を所持しての警備について状況を調査し、その結果を説明すること

2016.08.20 大和で、爆音止めろ!と集会

「違法爆音止めろ!厚木基地いらない8.20神奈川集会」が20日、大和で開催されました。集会は2部構成で屋内集会と場所を替えて大和公園での屋外集会の形となりました。

13時から屋内集会が渋谷学習センターで「安保法制を実行させないために」というタイトルでパネルディスカッションが行われ、会場では150名ほどの参加者がパネラーの話に聞き入っていました。

屋内集会の後、場所を大和公園に移し、15時45分から集会とデモが行われました。参加者は屋内集会からの者も含め20団体、350名ほどが集まりました。その後デモに移り、厚木基地の脇を通りながら相模大塚駅までシュプレヒコールを繰り返しながら行進しました。

2016.12.22 厚木基地と南関東防衛局へ抗議

12月22日に厚木爆同を中心に厚木基地や南関東防衛局へオスプレイの事故と爆音に対する行動が行われました。

基地正門前に約60名が集まり、基地当直将校に抗議文を手渡し、南関東防衛局へは18名の代表者が抗議と要請行動を行いました。

2. 共闘活動

(1)厚木基地爆音防止期成同盟

厚木爆同は厚木基地の爆音をなくすために半世紀以上闘い続けている組織です。爆音をなくすために裁判を立ち上げ、これまで4回もの裁判を組織し闘ってきました。

第四次訴訟団も厚木爆同の呼びかけで結成されました。2016年12月8日の最高裁判決で第四次訴訟も終結しましたが、いま、厚木爆同が主体となって、第五次訴訟の立ち上げ準備を進めています。

(2)全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議では全国の6基地(厚木・横田・小松・岩国・嘉手納・普天間)で7原告団(約37,000人)が団結し、基地爆音訴訟を闘っています。

昨年から今年にかけて各訴訟の判決が相次ぎ、昨年11月18日に第二次普天間爆音訴訟(3,417人)地裁判決、12月8日に第四次厚木爆音訴訟(7,054人)最高裁判決、今年2月9日に嘉手納爆音対米訴訟(146人)地裁判決、2月23日に第三次嘉手納爆音訴訟(22,058人)の地裁判決が示されました。

判決はいずれも「受忍限度を超える違法な爆音が放置されている」として、損害賠償(嘉手納対米訴訟を除く)を認めながら、「米軍機には国の支配が及ばない」として差し止め請求を棄却しました。その根拠は1993年(平成5年)に厚木・横田基地訴訟で最高裁が示した「第三者である米軍の行為を国は止める権限を有しない」との論理で、国民の権利を守る国の責務の放棄を司法が認めたに等しいと言えます。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議では、平和で静かな空を取り戻すまで、爆音訴訟勝利をめざし更なる連携強化をはかるとともに、政府交渉(防衛省・外務省・国土交通省・環境省)の推進、全国に基地爆音訴訟を拡大する取り組みを進めます。

9月18日には第4回の総会を横田の2訴訟団担当で、昭島市内で開催しました。総会では藤田前団長の死去に伴って、空席になっていた全国連の代表を選出、第四次厚木爆音訴訟団団長の金子豊貴男が就任しました。

全国連は昨年、沖縄辺野古や高江の支援行動にも参加していきました。

(3) 神奈川平和運動センター

神奈川平和センターは、基地県神奈川の特性を踏まえ、護憲、反核、平和を基調に県内の民主団体、労働団体、女性団体など約20の団体が構成されている平和運動団体で、第四次訴訟団からも幹事を2名派遣しています。

この間、第四次厚木爆音訴訟の活動にも全面的に支持・支援をいただき、大きな支えとなっています。私たちが平和運動センターの闘いに共闘し、主催される各種集会や講演会、署名活動に参加してきました。昨年度も南関東防衛局への爆音抗議行動、護憲大会への参加、平和行進、オスプレイ関連行動、反基地活動など幅広く共闘してきました。今後も、戦争をさせない2000万人署名に取り組むなど共闘していきます。

(4) 原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県民共闘会議

(略称: 県民共闘会議)

県民にある軍事基地の撤去を目指す運動を、市民団体・労働組合がともに取り組んでいくことを目的に2000年6月29日に結成したこの組織に第四次訴訟団も幹事を派遣し、共同で行っています。2016年度もオスプレイ飛来時のフェンス前抗議行動や、基地正門(6月、12月)南関東防衛局(4月、12月)への申し入れ行動、8月には「違法爆音止める!厚木基地いらない8.20神奈川集会」などを厚木爆同、神奈川平和運動センターと共に共催という形式で取り組みました。また、10月に大和駅前東側プロムナードで開催されたピースフェスティバルにも、厚木基地の現状や第四次厚木爆音訴訟の経過を写真や表などにし、展示しました。

(5) 平和フォーラム

基地問題のほか、平和・人権・環境にかかわる様々な課題に取り組む全国組織で、全国爆音訴訟原告団の運動にも支援と協力を得ています。

平和フォーラムが中心となって結成した「オスプレイと低空飛行訓練に反対する東日本連絡会」は、第四次訴訟団からも作業部会に参加し、年2度の防衛省・外務省交渉ではオスプレイの構造の欠陥を指摘するとともに、飛行差し止め大きくかかわる米軍の訓練の根拠となる法律や、地位協定の解釈などについても関係省庁に問いかけを続けています。フォーラムからの呼びかけに応じ、10月には、沖縄・高江のヘリパッド建設反対行動にも参加しました。

[3] 今後の活動

四次訴訟の終了と訴訟団解散に向けた活動

(1) 昨年12月8日の最高裁判決によって、10年余り続いた、第四次厚木基地爆音訴訟の裁判闘争は終わりました。今回の総会で以下のように、今後の訴訟団の解団に向けた活動を提起します。

解団に向けた取り組み、課題は、前回・第9回総会で基本的な提起をしています。今回の総会は予想よりも早く決った最高裁判決を受けて、解団に向けた残務処理の活動を確認するものです。

まず、解団に向けた課題取り組みは

- ① 四次訴訟の記録をまとめる
- ② 賠償金の特別会計残高の取り扱いについては2015/10/11の臨時代議員総会の決定に基づき第五次訴訟搬出金及び今後の精算費用と運動資金に当てるとともに運営経費の一部残額については各原告に返金する。
- ③ 前回総会で確認された爆音訴訟調査研究センター(仮称)の設立を進める。
- ④ 各地域で最高裁判決の報告会を進め、解団式等の全体の報告、集会を行う

タイムスケジュールとして、

3月~7月にかけて、各地域での報告集会の開催

秋に解散のための式典開催

これまでの活動を報告集として編集・完成させる

団費の精算等を進め、裁判所への支払終了後、解散総会をおこなう、という考えられます。

一方、第五次訴訟の準備取り組み等が始まっています。また第五次訴訟団が正式に立ち上がり、県内平和運動等に取り組めるまでの間、厚木基地の諸行動やオスプレイ対策、全国連の取り組み等を進めます。

(2) 爆音訴訟調査研究センター(仮称)での活動

爆音訴訟調査研究センターは設立趣旨に基づいて以下の活動を行います。

1 これまでの爆音訴訟に関する文献の整理

厚木基地爆音訴訟は第一次から第四次まで提訴されて来ていますが、訴状、証拠書面、判決文などの文書は、いつかに分かれて保管されており、参照することも容易ではありません。これを一箇所に集め、整理して常に閲覧可能な状態にします。

将来的には全国の爆音訴訟の資料も収集していきたいと思えます。

2 基地の実態調査

軍事基地の動向についての情報は慢性的に不足しています。それを補うのは現地に張り付いた調査活動です。爆音のレベルは、防衛省、自治体が騒音計を配置していますが、飛行の実態は、実際に観察する以外に方法はありません。

神奈川県内の他の基地の調査を行っている団体との情報共有も行います。

3 国際法・地位協定などについての研究

学者、議員などによる国際法・地位協定についての研究に対し情報を提供します。また、この分野における研究活動が活発になることを目的に、研究論文の募集を行います。

4 中・高校生の学習活動支援

学校の社会科などで、米軍基地について学ぶ機会が多くあるとは思えません。県内の基地を抱える町では、基地問題に触れることがあるかと思いますが、それでも学校での学習には限界があると思います。

厚木基地でのフィールドワークはもちろんです。沖縄や岩国などへもツアーを行い、これからの社会を担っていく世代に関心が高まるような機会を設けます。

5 ゼミナール等の開催

内外の専門家を招聘し、基地問題、国際法、地位協定問題について学習する場を設けます。

6 ニュースレター、書籍・ブックレットなどの発行

センターのホームページを開発して、活動報告及び予告を行います。定期的なニュースも発行し、会の活動の成果を共有します。また、活動によって得られたものをまとめて刊行物にするほか、資料なども作成します。

これは、県内の研究団体とも共同で行うのを妨げません。

7 総会の開催

年1回、総会を開催し、調査研究の報告、財政の報告および今後の方針などを諮ります。

(参考資料)

NPO法人爆音訴訟調査研究センター(仮称)設立趣意書(案)

この法人は、厚木基地爆音訴訟の資料を整理するとともに、今後、爆音のない静かな空を求めるための訴訟やその他の運動に資するための研究を行うために設立します。

1 爆音と事故の危険にさらされる基地周辺

軍事基地の爆音被害を訴え、静かな空を求める訴訟は、1976年第一次厚木爆音訴訟が提訴されて以来、全国5箇所、6団体で継続して行われています。

いずれの裁判でも、基地を原因とする爆音が健康被害につながることを認められ、国に対して損害賠償の支払いが命じられています。しかし、裁判所は飛行の差し止めは認めず、国も爆音の解消のために何らの手段も講じずに現在に至っています。

このような状況が継続していることに対し、裁判所は判決文の中で、再三国に対する苦言を呈してきましたが、とうとう第四次厚木爆音訴訟では、一審、二審とも自衛隊機の飛行差し止めを認める判決を出しました。

しかし、それも2016年12月8日に出された最高裁判決で覆されました。飛行差し止めを認めなかった理由は、自衛隊機の運用に高度な公共性・公益性があるということでした。一方で、民事裁判では、その公共性に比べても、爆音が住民の忍耐の限度を超えているという判断が一貫して示されています。

米軍機の差し止めについては、国の権限が及ばない「第三者の行為」としてすべて斥けられてきました。

爆音のみならず、基地周辺住民は、事故の危険にさらされています。過去には死者を出した墜落事故が起きています。住民に被害はないもののパイロットが死亡する事故も起きていますし、「不時着」などで機体が大破する事故も起きています。自衛隊機の部品落下は毎年数件報告されており、米軍機の不具合についても情報こそ出されていないものの、目撃情報は多く寄せられています。年中、爆音が頭上を覆い、市民は事故の危険性におびえながらの生活を強いられているというのが現状だということです。

2 爆音のない安心できる生活を希求する。

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。ガード下に相当する爆音に悩まされるのが日常であることが、健康で文化的な生活と言えるでしょうか。また、同条の2には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という義務規定があります。しかし、政府は裁判で、国家防衛のためには、住民はある程度の被害を耐え忍ばねばならないと主張し、その考えを具現化するような政策を行っています。憲法11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とあります。であるならば、健康で文化的な権利を剥奪された状態を今すぐにも解消しなければならないのではないのでしょうか。

3 50年以上にわたる住民の闘い

厚木基地周辺に限っても、住民は、これまで50年以上にわたって、静かで安全な生活を求めて運動してきました。

住民運動団体を組織し、労働組合、政党、その他の市民団体と共に、米軍基地への抗議、対政府交渉、住民への呼びかけ、自治体への要請行動など、考えられるあらゆる手立てを尽くしてきました。そして1976年に、第一次厚木爆音訴訟の提訴にいたります。その結果については、冒頭に簡単に述べました。



今後も、全国的な規模で、運動を継続していくことは必要ですが、ここまでの取り組みで何が不足しているか、今後どのような切り口で、解決に向けて望んでいくかあらためて問われる局面に来ていることも確かです。

4 理論の構築と運動の広がり的重要性

憲法9条では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあります。

そして同条の2には「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記されています。しかしながら、米軍には、国内の各地に基地を提供し、そこでの軍事的な訓練を許容していることから、基地の被害が生まれています。日米安保条約により、駐留を認めており地位協定を結んでいる以上、米軍に活動を制限する権限は日本政府にないというのがこれまでの政府解釈であり、最高裁判所もその考え方に立っています。そうなのでしょうか？この考え方に対抗して、国民目線に立った理論の構築がまず必要です。これまでの訴訟では、国の考え方に疑問を呈する数々の資料を揃えてきました。日米交渉の経過を示す文書、学者の意見、国会での答弁書、各国で結ばれた地位協定の例などです。

それらが、40年前からの基地周辺の被害実態と並行して保存されています。しかし、その量は膨大であり、ともすれば散逸し、あるいは閲覧不能に陥っています。この資料を整理することは、今後の作業に大きく貢献することになると思います。

また、ここまで国会あるいは学会などで、国際法について多くの議論がなされ研鑽が積み重ねられてきましたが、最近はその分野での専門家も減り、議論が少なくなってきたことも事実です。多くの国会議員や学者・学生に関心を持ってもらい、研究する意欲を喚起しなければなりません。

調査あるいは研究のための機会や経費を提供することも必要です。第四次厚木爆音訴訟の最高裁判決では、防衛大臣が基地を運用する裁量について「社会通念に照らして審査する」とした。日常的に市民が爆音に曝されることが社会通念上許されるという考えが横行するとすれば、わたしたち住民の訴えが、全国民に届いていないということになります。学者・学生への情報提供だけに止まらず、高校生あるいは中学生を含めて基地の被害に目を向けてもらわないことには、基地周辺以外の住民は誰も基地問題について理解しなくなる、そのような事態が進行してきています。幅広い理解・共感にむけて何らかの学習機会の提供が急務になっています。

5 基地のない街づくり

神奈川県は沖縄に次ぐ第二の基地県です。県及び基地を抱える自治体は早期全面返還を自治体の方針としています。爆音と事故の危険性については解消していかなければなりません。国はもとより、地方自治体も、県民・市民の安全に責任を負う立場です。県民・市民の一員として、現状の基地及び訓練を容認せず、解決策を模索していくことは公共の利益につながるものではないでしょうか。

また、この活動は、地方自治体だけでなく、広く社会の理解と賛同を得て行うことが同時に目的の遂行になります。多くの市民・県民にとって、実際の活動に参加しやすく、寄付行為についても税制面での控除を受けることによって、容易になることが考えられます。この活動では利益を得ることは目的としていません。以上のようなことから任意団体としてではなく特定非営利活動法人としての認可を申請したいと思えます。



2016年12月8日(木)
最高裁判決行動



【第10回代議員総会】

日時:3月19日(日) 13時30分開会

ところ:町田市文化交流センター

(プラザ町田内)

◇代議員になられた原告の方は当日

「代議員証」を必ずお持ち下さい。

◇集会終了後交流会にもご参加下さい。

交流会参加費500円

傍聴希望者は支部長または事務所までご連絡下さい

締切:3月14日(火)まで

第10回総会会場までの地図

